

## ODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に関する基本協定

東京都港湾局を甲とし、ODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会を乙として、甲乙間において、次の各条項により、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、お台場海浜公園水域において整備される噴水施設「ODAIBAファウンテン（仮称）」（以下「噴水」という。）について、魅力的な演出により臨海副都心の新たなランドマークとして国内外の多くの人々をひきつけるとともに、更なる賑わいを創出するため、甲及び乙が実施する事項を定め、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

### （基本的な考え方）

第2条 本協定が対象とする事業は、噴水の演出に関するコンセプトの設定、プログラムの作成、スケジュールの作成、広報及び関連する賑わい創出の取り組みとする。（以下「本事業」という。）実施に当たっては、甲が設置する「ODAIBAファウンテン（仮称）連携会議」の下に設置された、にぎわい創出プロジェクトチームにおいて検討された内容等をふまえるものとする。

### （協定期間）

第3条 本協定は、本協定締結の日から効力を発し、特に期間を定めないものとする。

### （業務分担）

第4条 甲及び乙の本事業にかかる業務分担は、次のとおりとする。

#### （1） 甲の業務分担

- ア 本事業の統括
- イ 甲の広報媒体等を用いた広報
- ウ 負担金の支出
- エ その他甲及び乙が必要と認めること

#### （2） 乙の業務分担

- ア 噴水の演出に関するコンセプトの設定
- イ 噴水のプログラムの作成
- ウ 噴水の演出に関するスケジュールの作成
- エ 本事業において作成した成果物等の管理

オ 甲から譲渡または貸与された財産等の管理

カ 広報（甲の広報媒体を用いるものを除く）

キ 本事業に係る経理及び契約

ク 噴水に関連する賑わい創出の取り組み

ケ その他甲及び乙が必要と認めること

2 乙は、前項（2）のうち必要に応じて、第三者に委託できるものとする。

（各年度の事業内容及び予算）

第5条 本事業について、乙は、各年度において乙が実施する事業内容及びその予算（以下「実施内容」という。）を作成し、その実施については、甲乙間において年度毎に締結する協定（以下「年度協定」という。）において定めるものとする。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、実行委員会設立年度の事業年度は実行委員会設立の日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 前項の実施内容の詳細は、甲乙協議の上、確定する。

3 甲又は乙が、前項の定めにより確定した実施内容を変更しようとするときは、事前に甲乙協議を行い、変更するものとする。

4 前2項に定める協議は、書面により行うものとする。

（区分経理）

第6条 本事業の実施において、乙は、噴水を活用した更なる賑わい創出を図るため、民間事業者等から協賛金を募ることができる。協賛金や本事業の実施によって生じるその他の収入については、負担金と区分して経理するものとする。

2 本事業の負担金に係る収支決算において、支出額が年度協定に定める甲の負担金の限度額を下回った場合は、乙は甲の負担額から支出額を差し引いた額を甲に返還するものとする。

3 協賛金及びその他の収入に剰余金が発生した際は、次年度に引き継ぐものとする。

4 本事業に係る収支決算については、各年度終了後速やかに乙は甲に報告するものとする。

（経理事務）

第7条 乙は、年度協定に定める予算に基づき、本事業に係る経理を行うものとする。

2 乙は、本事業に係る収入及び支出を明らかにするため帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、当該帳簿及び当該証拠書類は、本事業終了後7年間保管するものとする。

3 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができ

る。

(報告)

第8条 乙は、各年度において、年度協定に定める事業が終了したときは収支決算を行い、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

第9条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、年度協定に定める事業の終了後速やかにその内容を調査・審査のうえ、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

(事務処理状況の調査)

第10条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第7条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(協定の解除及び負担金の返還)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、相応の負担をするものとする。なお、実費にかかる負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

(1) 甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき

(2) 甲において、公益上の見地等から本事業を中止する必要性が生じたとき

(3) 乙の本事業の執行上、甲と共に本事業を実施する立場としてふさわしくない行為があったとき

(4) 乙の組織形態が変更されたとき

(5) 天変地異その他の予測し得ない事由によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(延滞金及び違約加算金)

第12条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、そ

の未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

- 2 乙が前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に該当したことにより、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

#### （延滞金及び違約加算金の計算）

第 13 条 甲が前条第 1 項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- 2 甲が前条第 2 項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

#### （損害賠償責任）

第 14 条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。

- 2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、甲又は乙はその損害を賠償する責を負う。
- 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

#### （暴力団等の排除）

第 15 条 乙は、本事業を実施するに当たり、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- （1）断固として不当介入を拒否すること
- （2）甲に報告すること
- （3）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事

(個人情報の取扱い)

第16条 甲及び乙が分担業務に関して取得した個人情報は、乙が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。本事業に係る業務の終了後においても同様とする。

2 甲及び乙は、乙が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。

3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

第17条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

第18条 本事業の実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。

2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途料金を請求しないものとする。

3 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

(協定内容の変更)

第19条 甲及び乙は、本業務の内容等を変更する必要があるとき又は、経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不相当となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

(その他)

第20条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

令和7年9月12日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事

小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

ODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会

委員長

若林 憲

(別記第1号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
名称  
代表者氏名

ODAIIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の  
実施に係る事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、ODAIIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に関する基本協定第8条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

港臨誘第 号  
令和 年 月 日

名称  
代表者名

東京都知事 小池 百合子

ODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に係る  
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありましたODAI  
BAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に係る事業報告書及び  
収支決算書については、ODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業  
等の実施に関する基本協定第9条第1項の規定に基づき、記載のとおり  
承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたの  
で通知します。

記

負担額  
金 円

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

名称  
代表者名

ODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 港臨誘第 号で額の確定通知を受けた負担金について、ODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に関する基本協定第9条第2項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

1 概算受領額 金	円
2 精算額 金	円
3 差引額 金	円